

## 「ロコモコーディネーター制度」について

要支援対象者に対する介護サービス事業は、来年度から2017年度末までに、市町村（介護保険法改正）に完全に移行することとなりました。

要支援者の多くが抱えるロコモに対応するために、いくつかの自治体では、ロコモ予防等の普及・啓発活動を目的に、地域の民生委員や老人会役員等のボランティアを対象として、ロコモの予防体操等を直接指導する「ロコモ指導員・普及員」の養成事業が既に開始されています。

私どもの取り組む「ロコモコーディネーター」は、在宅あるいはサロン等の現場で活動するボランティアの養成、あるいは自治体との間に立って、派遣などの調整（コーディネート）を担うことを役割としております。

ボランティアの養成等には専門的知識や技能が求められますことから、「ロコモコーディネーター」の受講資格は、原則として地域包括支援センターや医療機関、介護施設に勤務する有資格者等としました。

第1回資格取得研修会が6月29日浜松市で開催され、計186名の「ロコモコーディネーター」が誕生しました。その内訳は、理学療法士64名、看護師38名、准看護師12名、そして浜松市地域包括支援センターに所属する保健師16名でした。

また浜松市では、在宅やサロン等の現場でロコモ予防体操等に携わる「ロコモ普及員」に対し、保健師やPTの資格を持った「ロコモコーディネーター」が講師として「ロコトレ実技指導」など養成講座を開講しています。

今後、浜松市と宮崎市で毎年一定数の「ロコモコーディネーター」を養成し、地域における介護予防事業のモデルケースとした上で、厚生労働省老健局への提案も視野に入れております。

是非貴施設より有資格者のご参加をいただきたく、よろしくお願い申しあげます。